

い な ほ 77号

◆ 発行：日南町農業委員会 ◆ 編集：広報委員会

移動農地銀行を開催します

今年度も、町内7つの地域振興センターを会場に、移動農地銀行を開催します。利用権設定に関する相談や農地に関する困り事などをお受けしています。各会場には、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員、事務局職員も同席しますので、この機会にぜひご相談ください。

○ 移動農地銀行日程表

地 区	実 施 日	受付時間	会 場 (担当の農業委員、推進委員)
日野上	11/15(月)	9:00~11:30	日野上地域振興センター (梅林会長・天崎委員・ 梅林推進委員)
福 栄	11/15(月)	13:30~16:00	福栄地域振興センター (浅田委員・福田推進委員)
阿毘縁	11/16(火)	9:00~11:30	阿毘縁地域振興センター (岩田委員・足立推進委員)
山 上	11/16(火)	13:30~16:00	山上地域振興センター (吉川委員・稲田委員・ 青戸推進委員・坪倉推進委員)
大 宮	11/17(水)	9:00~11:30	大宮地域振興センター (加藤委員・藤原推進委員)
多 里	11/17(水)	13:30~16:00	多里地域振興センター (絹谷委員・糸田川推進委員)
石 見	11/19(金)	13:30~16:00	石見地域振興センター (内田委員・奥迫職務代理・ 丸山推進委員・田邊推進委員)

○ 通知をお送りしています

令和3年度中に利用権設定が終了する方に向けて、案内通知と用紙を発送しました。内容をご確認のうえ、契約期間など十分に協議いただいて、農業委員会事務局までご提出ください。

○ ご相談ください

移動農地銀行以外でも農地に関する相談の際には、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員または事務局までご連絡ください。



利用意向調査にご協力ください

8月16日から8月26日にかけて、町内全域を対象に今年も農地パトロールを実施しました。

調査の結果、農地を適切に管理され、遊休農地の状態が解消されている農地もありましたが、新たな遊休農地も多く発生していました。農地を一度荒らしてしまうと、作付けが可能な状態に回復させるまで非常に手間がかかります。また、病害虫や有害鳥獣の温床となり、周囲に迷惑をかける場合があります。農地の適正な管理をお願いします。

農業委員会では、農地パトロールの結果を基に、今後の適正な活用を促すことを目的として利用意向調査を行っていきます。

利用意向調査とは、農地の所有者または管理者が農地法に基づき遊休農地を今後どのように利用・管理していくか確認するための調査のことです。

該当する農地の所有者の方には、担当地域の農業委員、農地利用推進委員がお伺いします。ご不在の場合には事務局から連絡させて頂く場合もあります。皆さまのご協力をよろしくお願い致します。

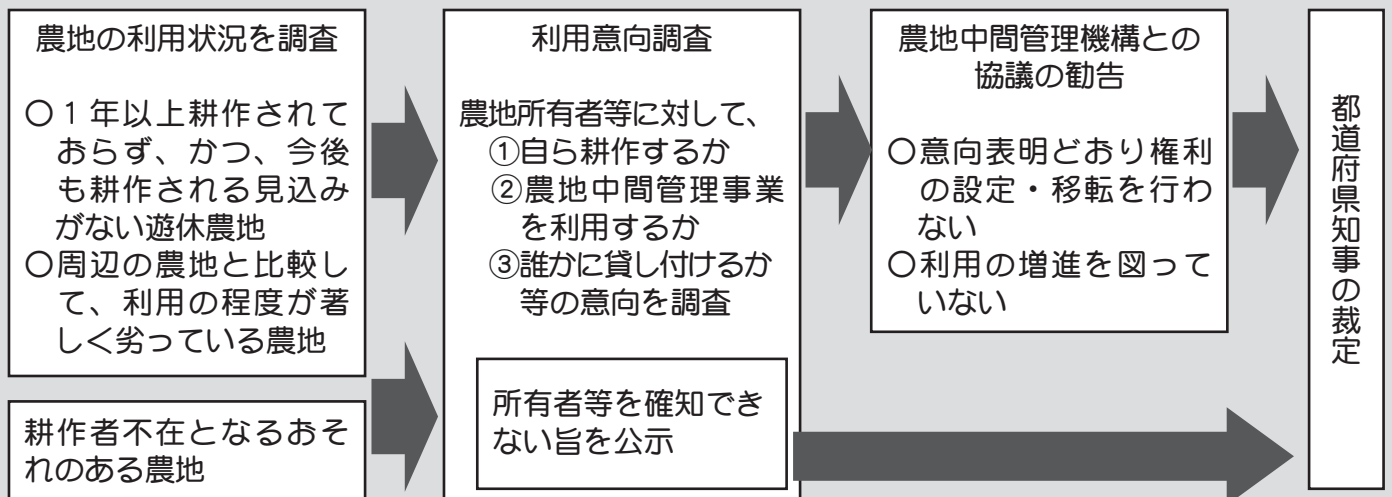
なお、調査から6か月経過しても回答がない、または「自ら耕作する」「自ら買い手あるいは借り手を見つける」と回答したのにも関わらず、6か月経過しても実行しない所有者等には、農地中間管理機構と協議するように農業委員会から勧告を行うこととされています。

平成29年の制度改正により、この勧告が行われている農地に関して、1.8倍の固定資産税を賦課することとなりました。

必ず回答していただき、農地の適正な利用・管理を行うようお願い致します。

農地法に基づく遊休農地に関する措置のイメージ

- 毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地については、公示手続で対応。



活動のICT化に向けた研修を実施

情報共有の迅速化や事務の効率化等を目的に、令和4年度から全国の農業委員会でタブレット端末を活用するように準備が進んでいます。

日南町農業委員会では、（一社）鳥取県農業会議から貸与を受けたタブレット端末を利用して、総会を開催しました。操作に戸惑う場面もありましたが、少しずつ慣れていきながら、さらなる活用を目指しています。本格的な運用は来年度以降となりますが、総会だけでなく利用状況調査（農地パトロール）や、地域での話し合いにも活用していく予定です。



6月10日 農業者年金に関する研修会

（一社）鳥取県農業会議の倉益局長と岡田総務企画課長補佐を講師に迎えて、農業者年金に関する研修会を開催しました。

研修では、農業者年金の基本事項の再確認や令和4年度からの制度変更点などについて説明を受けました。また、経営移譲年金の支給停止事由について、事例を交えて確認する事が出来ました。

今後も、農業者年金制度への加入促進に取り組んでいきます。



受け手農家への支援（日南町担い手規模拡大促進事業）

日南町では、担い手への農地集積の促進と遊休農地の解消を図るため、次のような助成事業を令和3年度に限り行っています。

対象となる方には令和4年1月頃に通知をお送りします。

- ・交付対象： 認定農業者など地域の中心的担い手となる方
- ・交付要件： 賃貸借により新たに3年以上農地を借り入れた場合
- ・助成金の額： 10,000円/10a
- ・問い合わせ先： 日南町農林課（電話0859-82-1114）

とっとり農業経営相談所

とっとり農業経営相談所は、営農意欲ある農業者が創意工夫を活かした農業経営の展開ができるよう支援を行っている組織です。

相談の窓口は、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構内に設置されています。あわせて、県内各農業改良普及所や各市町村農業委員会、JA鳥取県中央会、各農業協同組合でも相談申込や問合せに対応しています。お気軽にご相談ください。

場所：県庁第2庁舎8階（鳥取市東町1丁目271番地）

電話：0857-26-8337

知って得する 農業者年金

農業者年金は、農業者がより安定した老後を過ごすことができるよう国民年金に上乗せする公的年金で、次のようなメリットがあります。

- 農業者なら誰でも入れる「終身年金」
- 一定要件を満たす方には、月額最大「1万円の保険料補助」
- 保険料は「全額社会保険料控除の対象」

※農業者年金の加入には、

- ① 国民年金第1号被保険者であること
- ② 年間60日以上農業に従事していること
- ③ 60歳未満であること

以上の3つの要件を満たしている必要があります。詳しくはJAまたは農業委員会へご連絡ください。

全国農業新聞を購読しましょう

全国農業新聞は、全国農業会議所が発行する農業専門紙で、毎週1回発行されます。

「週刊」の特性を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。みなさんのお申し込みをお待ちしております。

購読料：月700円[送料、税込み]

申込み先：日南町農業委員会事務局



〔編集後記〕

昼間は蒸し暑くても、日が沈むと夜風が肌寒いような日が続いています。稲刈りもほとんどの地域で一段落した頃だと思いますが、片付けや来年度作に向けた準備など何かと忙しいのではないのでしょうか。体調管理には十分気を付けていきたいものです。

さて、今年も移動農地銀行を開催します。農業委員会も一丸となって農地の集約化や利用促進に取り組みますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

広報委員会委員長 岩田 正 委員 梅林 操・天崎直幸・吉川 保

◆農業委員会だより「いなほ」に関するお問い合わせは日南町農業委員会事務局へ◆

〒689-5292 鳥取県日野郡日南町霞800番地 TEL：0859-82-1902 FAX：0859-82-1478